

南王子村の村落形成史(2)

—明治5年における居住状況—

高 阪 謙 次*

The Formative History of Minami-ohji Village (2)

—The Condition of Living in the 5th Year of Meiji—

Kenji KOHSAKA

はじめに

本稿は、前論文¹⁾に引き続いて、南王子村の村落形成について考察を行うものである。前報ではタイトルが「部落形成史」となっていたが、「部落」という用語には社会学的なニュアンスが伴いがちである。よって本報においては、物理的な「村」に重点を置いた研究であるという意味で、「村落」という用語に変更することにした。「集落」という言葉も考えたが、そうすると数十戸の集まりという印象になる。数百戸の都市的様相すら帯びている南王子村にはふさわしくないので、「村落」とした。

明治政府は明治4年4月4日、太政官布告で「戸籍法」を制定した。いわゆる「壬申戸籍」で、これに基づき戸籍が全国的に編製された²⁾。この法律の下、南王子村においても明治4年から5年にかけて全戸の調査が行なわれた。その結果の一部は奥田家に保存され、それが活字化されて、昭和51年(1976)に出版された『大阪府南王子村文書』第一巻の中に収められた。その「壬申戸籍」関係の文書(もんじょ)を一覧にすると、表1のようになる。最終的には「堺県第拾一区戸籍帳」が正式に明治5年4月、県、中央政府に提出されたと思われる(奥田家に残されたものは控えであろう)。これに至る「明治4年戸籍下帳」「明治4年4月南王子村戸籍」「明治5年戸籍下帳」のうち前二者には、敷地規模や居宅規模(梁間と桁行)、居宅種類(住宅所有関係)も書きこまれ、当時の村民の居住の状況を知る上で、大変貴重な資料となっている。

本研究は、これらの文献のうち「堺県第拾一区戸籍帳」「明治4年戸籍下帳」「明治5年戸籍下帳」をデータベース化し、それらに基づき、当時の南王子村の居住状況を、データ統計的と個別事例的の両面から明らかにしようとするものである。本論の中では煩雑を避けるために、この3つの文書のことをまとめて「明治5年戸籍」と呼ぶこととする。なお「明治4年4月南王子村戸籍」については、「明治4年戸籍下帳」を途中で取りまとめたも

* 生活科学部 生活環境デザイン学科

表1 「明治5年戸籍」関係文書

	日付	冊数	屋敷番	職分	具体 職業	名・齢・家族 関係	出生 日	田畑面積・ 石高	住宅 規模	住宅 種類
明治4年戸籍下帳	明4	30	なし	なし	多くが 記載	多くが記載	なし	多くが記載	多くが 記載	多くが 記載
明治4年4月南王子村戸籍	明4.4	2 (1冊欠)	なし	なし	記載	記載	なし	記載	記載	記載
明治5年戸籍下帳	明5	7 (1冊欠)	21-420	なし	なし	記載	なし	なし	なし	なし
堺県第拾一区戸籍帳(一番)	明5.4	2 (三番欠)	1-150	記載	なし	記載	記載	なし	なし	なし
堺県第拾一区戸籍帳(二番)	明5.2		151-300							

のと思われるが、3冊の内の1冊(上)が欠落していること、「下帳」との照合・チェックがまだ十分に行なえていないこと、等によって、今回の検討からは外さざるを得なかった。今後、活用していきたいと考える。

さて表1についてであるが、「戸籍法」の制定に伴い、南王子村ではまず、識字者や伍長などを調査員に使い、下調べをさせたと思われる。その記録が30冊にわたる「明治4年戸籍下帳」³⁾であろう。まだ指示が徹底されなかったのであろうか、調査員による記述の不統一があり、かなり詳細なものから杜撰と言わざるを得ないものまで、記録は冊によってまちまちである。ただし、同じ戸に対して複数の調査員が当たらしく、1つの戸について2か所ないし3か所に亘って書かれていることが殆どである。従って、この両者、三者に時には齟齬も見られるが、それらを合わせれば、記録が一定程度確かなものになる。

こうして集められた「戸籍下帳」をもとに纏められたのが、明治4年4月の「南王子村戸籍」⁴⁾であろう。3冊(上中下)のうち「上」は欠けているが、記録事項が統一され、整然としたものになっている。法制定と時を同じくしてこうしたしっかりした文書が整備されているということは、南王子村の組織力の大きさ、自治能力の高さを示すものである。それと同時に、明治維新という大変動の中における緊張感、とりわけ被差別部落であるが故の緊張感が伝わってくる事柄でもあると言えよう。

「明治5年戸籍下帳」⁵⁾は、そのほとんどが屋敷番号と家族構成のみが記載されたものである。恐らくは、それまでの「人別改」の経験ではなかった、戸籍に番号を振るという指示が「壬申戸籍」ではあり、それに応えるために割り振った、その結果としてのメモであろう。ではこの屋敷番号⁶⁾が、どのようなルールで割り振られたのか。筆者は調べてはいるが、未だ分らない。これが分れば、ほとんどの住宅位置がプロットできるなど、研究が深まるであろう。今後の課題としたい。

こうした段階を経て、最終的にまとめられ、県、府、国に報告されたのが「堺県第拾一区戸籍帳」⁷⁾であろう。表1のように、資産や具体的職業の記載が無くなった代わりに、各戸の職分と、各人の生年月日が加わっている。「職分」は「壬申戸籍」に新たに設けられた身分であり⁸⁾、本村には「農工商雑」の4つが振られている。表1にあるように、この戸籍帳の三番が欠けているので、301番屋敷以降の職分についてはこの文献では分らな

い。しかし幸いに「屋敷番号順次農商雑工産業明細記」という文書があり⁹⁾、明治5年より若干後の記録ではあるが、301番屋敷以降の職分をそれによって補うことができた。

これらの当時の文書は、用字の厳格性に欠けること、改名が一生の間に度々行なわれることもあったこと等¹⁰⁾、取扱いには注意を要する。加えて、当時の調査員等の記録ミス、この活字化に際しての、「くずし字」判読の「ミス」なども考えられる。こうしたリスクはあったとしても、これらの文書にはそれに勝る大きな価値があると考えられる。

1. 住民——人口・戸数・職業

明治4年(1871)現在、南王子村の人口は、男986人、女998人、計1984人を数える。戸数は寺社を除いて419戸である¹¹⁾。1戸当たりの平均人数は4.7人で、他の農村部と大きな差はなかったと思われる。

職業は、戸長を基準に調査した「明治5年戸籍」によると、表2、表3のようになる。表2の「職分」と、表3の、文書に記載された「具体職業」には大きな差が見られる。これには次のような事情があったと考えられる。

すなわち、「具体職業」の方が実態に近いのであろうが、中央政府から求められる「職分」のうち、南王子村に該当する「農工商雑」に敢えて当てはめ住民(戸長)を分類すると、表2という数値にならざるを得ない。(実は僧侶もいるが、屋敷番号二百番の僧侶・了雅だけは、文書において職分を書き入れるべき箇所が空白である¹²⁾。だから表には括弧書きで加えた)。さてここで、2つの表の間で大きく差があるのは、「農」と「工」である。「農」は100ほど、「工」も、表3の「〇〇職業」を「工」と考えると120近い差がある。これに対して「商」は、白楽業も商と数えると合わせて28なので、30に近い数値である。この「農」と「工」における大きな差異に関しては、次の背景があったと思われる。

南王子村民の職業で特徴的なのは、「日稼業」が213と、実に全体の50%を占めることである。これに相当する職分は本来「雑」であろう。しかし日稼業は後述のように、出作地を含めた農業手伝いの仕事と、下駄・雪踏の製造に関わる仕事が多なるものである。このうち前者は「農」と言え、後者は「工」に属すると言っても良からう。だから日稼業

表2 「職分」別の戸数

農	180
工	149
商	30
雑	65
(僧侶)	1
計	425

表3 具体職業

同種職業の記載(数は左に含めた)

農業	81
下駄表職業	24 … 草履表職業、雪駄細工、下駄歯替、鹿皮靴職業
大工職業	3
髪月代職業	4 … 按摩業
下駄表商業	22 … 雪駄商業、下駄花緒商業、竹皮商業、諸商業
白楽業	3 … 牛博労働業、牛博労働世
太鼓筒商	3 … 太鼓筒仕入
日稼業	213 … 荷持業、仲仕
(僧侶)	1
(不明)	71
計	425

213には、職分において「雑」としたものの65に加えて、どちらかと言うと「農」とした者、どちらかと言うと「工」とした者の、相当数ずつで構成されていたと思われる。よって、表2、表3を合わせると、農業81、農業的な日稼業99、下駄表など、大工、月代の職人31、職人的（工的）な日稼業118、商業30、雑多な仕事での日稼業65、僧侶1、と考えることが妥当であると思われる。

2. 住宅と敷地

2-1 住宅所有関係

明治4年現在の住宅所関係（居宅種類）は、「明治5年戸籍」によると、表4のようになる。「明治4年4月南王子村戸籍」の末尾の記載¹³⁾によると、「合四百拾九戸、内、地主家七拾九戸、借地家百五拾四戸、借家百八拾六戸」となっているから、筆者が文書から読み取った結果の表4の数とは差異がある。特に借地家と借家において差が大きい。その原因は、当時の調査員が戸主などから聞き採る際に、良く把握できなかったのではないかとということと、筆者の文書からの読み採り判断によると思われる。「明治4年4月南王子村戸籍」のほうが正確なのであろう。

このような不明確さはあるが、表4は、職業別の傾向については明瞭に示しているもので、そのことについて述べたい。

農業は、地主家が多いのは当然であるが、借地家や借家も相当数いることが分る。恐らく何らかの事情で、宅地や、究極的には住宅の権利を、大経営の農家など他者に譲らざるを得なかった農家が、多数あったことによるのであろう。

日稼業は、農業とは対極的に、借家が3分の2、借地家が3分の1を占める。

下駄・雪踏表を職業とする者は、借家住まいが多数を占める。当時、「職業」と言う場合は、職人、すなわち何らかの技術を生業にする者のことを指していたようである。江戸では職人の多くが裏長屋などの借家に住んでいたと同様に、南王子村においても職人は借家暮らしが多かったのである。

下駄・雪踏表の商業をしている者には、地主家の者もある。この商業で成功して宅地を所有するようになったとか、あるいは元は農業であった者がこの商いに転身したといったことが考えられよう。

いずれにしても、立ち返って見るに、周辺の一般農村の宅地は、地主家が大多数を占めていた、すなわち職人、商人は極めて少なかったであろうのに、本村では地主家が全体のわずか5分の1であり、借地家、借家が80%をも占めていたのである。このことに、改めて本村の独自性、アイデンティティーを明解に見る思いがする。

表4 職業と住宅所有関係

	地主家	借地家	借家	不明	計
農業	62	16	3		81
下駄表職業		3	21		24
大工職業		1	2		3
髪月代職業		2	2		4
下駄表商業	4	10	8		22
白染業		1	2		3
太鼓筒商		1	2		3
日稼業	1	61	146	5	213
(僧侶)	1				1
不明	7	29	19	16	71
計	75	124	205	21	425

2-2 住宅規模

表1のように、「明治5年戸籍」の文書の一部には住宅規模が記載されている。「居宅」(主屋)の「梁間」と「桁行」が書かれているのである。表5の「全体」に示すように、425戸の内373戸、南王子村全住宅の88%のデータが、「梁間・桁行」として残されている。庄屋住宅と寺院(西教寺)庫裏の記録が無いのは残念であるが、ほかの一般住宅の9割近くのデータが得られることは、農村部における被差別部落の当時の住宅や生活の様子を把握し分析する上において、大変貴重なことであると言える。

表5のように、本村の住宅の最大は梁間3間・桁行6.5間(以下これを「3間・6.5間」のように略して記す)である。ただしこれには、後述のような疑問があり、最大は3間・6間であろう。最小は1間・1.5間である。

中の表のように、農業の住宅が相対的に大きく、農業での最小は1.5間・2.5間である。当時の住宅(主屋)は内部に土間があるのが普通であるから、それを除くとこの最小規模農家は、畳または板敷きの部分が4.5~6畳の広さということになる。ここで食事と就寝を行なったのであろう。農家といえどもかなり狭い住宅に住んだ家族もあったのである。

表5 住宅規模(梁間・桁行)別の戸数

全体		桁 行 (間)												計	
		1	1.5	2	2.5	3	3.5	4	4.5	5	5.5	6	6.5		
梁間 (間)	1		21	9											30
	1.5	1	12	71	56	19	7	3	1					170	
	2	1		6	13	29	39	14	12	5	1			120	
	2.5		1			3	8	6	12	12		1		43	
	3						1		1	3	1	3	1	10	
計		2	34	86	69	51	55	23	26	20	2	4	1	373	
														不明:	

農業		桁 行 (間)												計
		1	1.5	2	2.5	3	3.5	4	4.5	5	5.5	6	6.5	
梁間 (間)	1													0
	1.5				2	4	1							7
	2				3	3	13	6	7	3				35
	2.5					1	2	3	7	9		1		23
	3								1	2	1	3	1	8
計					5	8	16	9	15	14	1	4	1	73
														不明:

日稼業		桁 行 (間)												計
		1	1.5	2	2.5	3	3.5	4	4.5	5	5.5	6	6.5	
梁間 (間)	1		19	7										26
	1.5	1	11	53	36	13	2							116
	2	1		5	7	14	13	1		1	1			43
	2.5		1			2	2	1	1	2				9
	3													0
計		2	31	65	43	29	17	2	1	3	1	0	0	194
														不明:

ちなみに、江戸の裏長屋を「九尺二間の棟割長屋」と言うことがあるが、この最小規模農家はそれより若干大きな住宅ということである

下の表のように、日稼業の住宅は相対的に小さかった。最小は1間・1.5間である。土間を除くと、畳または板敷きが2畳の広さ、まさに極小住宅である。

表6は、住宅規模（建坪）と敷地面積の関係をクロス分析したものである。建坪は、梁間と桁行を掛け算して、その結果を6つのランクに分類した。敷地面積は、「明治5年戸籍」から327戸（全体の77%）が分かったので、それを7つのランクに分類した。それをクロスしたのが表6である。

当然のことながら、小規模住宅の敷地は小さく、大きいものは敷地も大きい。しかしここで注目しなければならないのは、小住宅ほど残余の敷地が小さく、主屋のほかには付属屋を建てる余地が少なく、大きな主屋は逆に残りの敷地も大きく、付属屋を建てやすいということである。農家が多いからその必要性もあったのではあろうが、特に極小住宅に住む日稼業の家族の住生活は、後にも見るように、まことに余裕のないものであった。

そのことは、表7にも見るすることができる。この表は、住宅規模と居住人数をクロスしたもののだが、これを見ると小さな住宅に少人数が住み、大きな住宅は大人数ということには

表6 敷地面積×建坪

		建 坪 (坪)							計
		1.5-2.25	3	3.75-4.5	5-7	7.5-10	10.5-19.5	不明	
敷 地 面 積	1-4坪	15	17	8					40
	5-9	10	23	23	9	1		1	67
	10-19	4	19	20	19	9	2	1	74
	20-39	2	3	14	37	21	7	2	86
	40-59		1	4	9	7	5	3	29
	60-99				3	3	12	2	20
	100-			1	2	2	6		11
	不明	13	8	12	12	5	4	44	98
計		44	71	82	91	48	36	53	425

表7 居住人数と住宅規模

	1.5-2.25	3	3.75-4.5	5-7	7.5-10	10.5-19.5	不明	計
1人		2				2		4
2	9	5	6	5	3	1	6	35
3	10	15	10	11	7	4	9	66
4	6	13	21	14	6	6	5	71
5	6	10	11	13	3	4	3	50
6	5	9	11	9	8	4	5	51
7	2	9	9	8	4	3	1	36
8	1	1	3	9	4	6		24
9		2	2		2	3		9
10	3	1		1	1			6
11			1					1
計	42	67	75	70	38	33	29	353
不明:								72

表8 住宅所有関係と住宅規模

	1.5-2.25	3	3.75-4.5	5-7	7.5-10	10.5-19.5	不明	計
地主家			2	13	18	26	10	69
借地家		6	28	41	16	4		95
借家	42	61	45	16	4	3	15	186
計	42	67	75	70	38	33	25	350
							不明： 75	

表9 職業別住宅規模

	1.5-2.25	3	3.75-4.5	5-7	7.5-10	10.5-19.5	不明	計
農業			6	19	22	25	9	81
下駄表職業	3	11	6		4			24
大工職業			1		2			3
髪月代職業		2		2				4
下駄表商業		1	4	12	2	3		22
白樂業			1		1	1		3
太鼓筒商			2	1				3
日稼業	39	53	55	36	7	4	19	213
(僧侶)							1	1
計	42	67	75	70	38	33	29	354
							不明： 71	

必ずしもなっていないことが分る。むしろ、1.5～2.25坪の極小住宅に10人もが居住しているのが、しかも3世帯もあるなどしている。これらの事例は、後に詳述することにする。

表8、表9は、今までの検討からすでに明らかな傾向を、再度示すに過ぎないものである。ただ、同じ下駄・雪踏表に携わる家でも、職業（技術職人）と商業の間には住宅規模に差が見られ、商業のほうが大きい傾向があることには着目する必要があるだろう。

3. 余裕住宅居住層

3-1 庄屋・戸長

比較的余裕のある住宅に居住する階層として、まず想定されるのは庄屋である。しかし残念ながら「明治5年戸籍」には、庄屋の住宅や石高に関する記載はない。庄屋は行政機構の末端的機能を担い、自宅が役場機能も兼ねていることから、記載がなされなかったものと思われる。なおこの明治5年は、明治政府により庄屋制度から戸長制度への切替えがなされた年である。南王子村関係の文書では、この明治5年の前半にはまだ庄屋の名称が使われ、6月ほどから戸長に切り替わっている¹⁴⁾。

さて、明治5年に庄屋・戸長を務めていたのは利平治である。42歳、庄屋を務めた亡父利右衛門¹⁵⁾の二男。同居家族は、妻37歳、二男7歳、二女4歳との4人である。利平治の資産に関し明らかなことは、敷地面積が6坪（20m²）前後の貸家10軒を、自宅に隣接して保有している（屋敷番号が連続していることから推定）ことのみである。

利平治の長男亀太郎17歳は、妻17歳、縁者の男60歳と、庄屋見習として利平治の家の隣りに居住している（これも屋敷番号の連続から推定）。その住宅は、2間・2.5間（17m²）

で、敷地面積は分らない。当村に9畝21歩(960m²)の田、隣村の王子村に4反6畝7歩(4577m²)の出作地(田)がある。また、各々17坪前後の敷地の貸家2軒と貸地2か所を本村に保有している。これらの田や資産は、彼の年齢からして、父親から譲り受けたものである。後述する他の余裕住宅居住層に比べると、見習のせいか、比較的小さな住宅である。なお、亀太郎はこの妻とじきに離別し、明治7年に新妻を娶った。その妻との間に、明治17年までに3男3女を儲けた。この頃には別の住宅に移っており(屋敷番号から推定)、父利平治、母ちかと同居している。明治12年、彼が24歳の時には家長を相続した¹⁶⁾。この頃に戸長などの職に就いていたかどうかは、定かでない。

3-2 西教寺

西教寺は、浄土真宗西本願寺下の寺院で、江戸時代から明治5年当時にかけて、あるいはその後もおそらく長期にわたり、本村住民全員の旦那寺であった。江戸時代、その境内や建物は、宗教的な行事のほか、宗門改め、年貢の検収などの行政機能にも使われた。このこともあってか、明治5年戸籍には、庄屋と同様、保有する敷地や建物に関する記載はなされていない。

元禄11年(1698)に当村が王子村から移住した時¹⁷⁾、西教寺も村の中心部の現在地に移った。境内の面積は3畝15歩(346m²)であったという¹⁸⁾。正徳3年(1713)の「和泉国泉郡南王子村諸色指出帳」¹⁹⁾では、境内百五坪と変わらないが、「古来より除地ニ而御座候故、拾七年以前寅ノ年地替仕候得共、御高四斗九升御引被下候」、すなわち、移住前のいわゆる「古屋敷」地区は、村全体が除地であったのが、移住に伴って村全体が年貢地になった。しかし寺の境内については4斗9升(境内の全石高)を引いてよい、という措置がなされた。すなわち境内だけは除地として残されたのである。寛政元年(1758)の「御検地基盤絵図」や翌年の「明細帳」²⁰⁾によると、18間×5間5尺1寸で、同じく3畝15歩であるが「但し御年貢地ニ御座候」とある。この時には、境内も除地ではなくなっていたようである。この絵図には境内にあたる場所の所有者は「若太夫」とある。この名前は「箭取株七軒」²¹⁾の一員として村の有力者であると思われる。僧籍にある者の名前ではない。寺が経営に行き詰まったか何かで、当時は境内の名義を若太夫に譲っていたのであろう。

境内の建物に関しては、本堂の大きさのみが記録に残っている。移住当時は3間・6間(59m²)²²⁾、瓦葺である。文化5年(1808)の再建では、3間・7間(69m²)、下屋庇東西に1間、沓脱半間と若干大きくなっている。

さて明治5年戸籍では、西教寺のことは書いていないが、名前からして、その住職は亡父覚音の長男で雅59歳である。この明治5年戸籍には、了雅と妻、長男、二男、三男、三女、四女の家族の記録があるのみである。住宅(庫裏)の規模などは記載されていない。

了雅の弟了三郎56歳は1畝28歩(58坪、191m²)の宅地の別の家に、亡父覚音により分家させられて、妻、長男、二男と住んでいる。住宅規模の記載はない。職は農業となっているが、農地の記載はなく石高は不明である。22坪から40坪にかけての貸地を6か所、計186坪(614m²)と、1間・1.5間(5m²)の貸家2軒を保有しており、これらも了三郎の重要な収入源であったとみられる。

了雅の次弟了治郎48歳も、亡父覚音により分家させられているが、住宅や宅地、農地の様子は不明である。屋敷番号が了三郎と続いていることから見て、この次兄と隣居していたと考えられる。妻帯はしていないらしく、長兄了雅の長女、二女、すなわち姪2人と同居している。次兄と違って、貸地などの資産はないようである。

3-3 余裕住宅事例

庄屋、寺院の住宅規模は、以上に述べたように分らないが、その他の一般住民の住宅規模は表5に見た通りである。最大は、3間・6.5間(64m²)である²³⁾。しかしこの資料には疑問がある。この住宅は農業の万平家であるが、敷地の記載が「田屋敷八歩」(23m²)とあり、この規模の住宅が入る広さとはとても思えない。この八歩の石高が「三升八合」と記載され、これはおよそ正確なので、八歩も誤記ではないであろう。「梁間三間・桁行六間半」が、もとの文書の誤記であるのか、あるいは元の文書(毛筆によるくずし字)を解読する際に誤ったか、のどちらかであろう。いずれにしても、表の上のデータとしては残すが、事例の考察対象には含めないことにする。

従って確実なところは、表5にあるように、最大は、3間・6間(18坪、59m²)である。これが3軒ある。五平宅、弥三八宅、惣十郎宅で、いずれも農業、伍長である。伍長は、いまの自治会の班長のようなものであるが、信頼感のある人が務め、村民は離れた所の伍長に付くこともできたようである。後述の、出作地や雪踏づくりなどの仕事を通じての繋がりも、伍長決めの要因になっていたかと思われる。

この3軒以外にも「余裕住宅」の事例を2軒挙げるが、いずれも農家であり、住宅は持地・持家である。

① 五平家

この家は、敷地も本村最大で、189坪(624m²)ある。「蔵壺ヶ所」があるとされている。敷地規模からいって、蔵のほかにも納屋などの付属屋があったと思われるが、記載はされていない。ちなみに「四年戸籍下帳」の全体にわたって、居宅の梁間と桁行、蔵の箇所数、牛の疋数は記載されているが、納屋などの他の付属屋は載っていない。調査にあたって求められなかったのであろう。大農家の敷地内建物の様子として、弘化4年(1847)の五兵衛家の様子を『ある被差別部落の歴史』は伝えている²⁴⁾。五平はこの五兵衛の倅(二男)であることが、弘化4年(1847)と明治3年(1870)の「宗門改帳」²⁵⁾から明らかである。祖父の代には五兵衛家は、雪踏産業を含めて「絶頂期」であったが、父親の代、そして五平の代へと急速に資産を減らし、住宅も少し小規模になってきている。しかしそれでも宅地のみは少し拡大し、住宅規模も村内最大を保っている。

この住宅に、五平32歳は、母、妻、3男、1女の7人で住んでいる。本村内に貸地6か所、計107坪(353m²)を保有している(祖父の代は35か所であった)。その6か所は「下帳」から明らかで、屋敷番号からいって五平宅の近所にあると思われる。坪数はそれぞれ、5、6、13、14、20、27である。この合計は109坪で、107坪とは少しずれがある。この6か所の貸地のうち、借家は3か所(家主は五平ではない)、借地人が自分で家を建てたと思われるもの(借地持家)が3か所である。6か所の職業は、日稼業が5、髪月代(さかやき)職業が1であり、合計29人が暮らしている。

五平の農地は村内にはなく、出作地の田を王子村に1反23歩(1066m²)、尾井村に1反

21歩(1059m²)持っている。正確な意味での高持百姓ではなく、出作の石高が2石8斗余ということから、住宅や敷地には余裕があったであろうが、経済・社会的にはこの当時、小規模農家に甘んじており、祖父の代(村内だけで11石余の最高の高持百姓)から比べると、極めて苦しい状況にあったであろうことが分る。

② 弥三八家

弥三八宅の記録は、「堺県第拾一区戸籍帳」にはなく(冒頭に述べたようにこの戸籍帳は屋敷番号が1番から300番までであり、弥三八宅は396番)、「明治4年戸籍下帳」に2か所、「5年戸籍下帳」に1か所見られる。このうち、住宅や農地、資産の詳細は「4年下帳」の内の1か所に記載されている。ただしこのうち住宅と宅地に関しては、辻褄が合わない記載がなされている。調査に当たった当時の担当者が聞き損じたか、弥三八か家族が曖昧な答えをしたか、あるいは事実複雑な住宅事情にあったか。そのようなことが考えられるが、以下には筆者の推断でもって、当らずと言えども遠からずと思える所を書くことにする。下帳の3か所を総合すると次のようなことになる。

弥三八の父、弥惣八はこの戸籍調査の最中に、76歳程で亡くなった。当時弥三八は駒吉を名乗り20歳、まだ独身であった。父亡き後、彼は父の名を継ぎ、一文字違いの弥三八を名乗り、とめ18歳を妻を迎えた。これとともに、同居していた3人の姉(39、25、22歳)のうち上の2人は他へ移り、三番目の姉と妻、そして彼の3人が一緒に暮らすことになった。宅地は5畝(150坪、495m²)あり、「蔵壺ヶ所」と記載されている。

農地は、本村内には1反3畝(1287m²)の田を所有している。出作地として、中村に1反8畝27歩(1871m²)、大園村に1反3歩(1000m²)、太村に7畝18歩(752m²)の田を保有している。いずれも南王子村からは離れた場所にあり、耕作、管理、採り入れは、家族3人、しかも男手1人では、とても大変であったであろうと思われる。必要に応じて「日稼業」の者を雇ったのであろう。これら農地の石高を合わせると5石9斗8升あり、本村内では2石弱と多くはないが、トータルすると「大の中」の規模の農家であった。貸家や貸地の記載は無いが、借家人の欄の家主名記載により、屋敷番号の続き具合から、近隣に若干の屋敷地や貸家を保有していたことが分っている。

③ 惣十郎家

惣十郎52歳は、妻、二男、娘と4人暮らしである。宅地は2畝27歩(87坪、287m²)、と前二者に比べて小さいが、隣地に長男徳松21歳を住まわせており(屋敷番号が続いている)、その宅地1畝4歩(34坪、112m²)、と合わせると、さほど見劣りするものでもない。惣十郎、徳松それぞれに、宅地内に「蔵壺ヶ所」があり「牛舎疋」がいる。

農地は、本村内に田を2反8畝7歩(2795m²)、畑を1反2畝29歩(1284m²)所有している。合わせて石高5石7斗4升2合と、大きな石高を村内に持っている。ちなみに明治5年時点での村内所有地の最大石高は、次に述べる由太郎の7石余であり、惣十郎は第3位である。出作地は、王子村に1反2畝2歩(1195m²)、尾井村に4畝5歩(413m²)、池上村に1反28歩(1082m²)の田を保有している。3村合わせて4石1斗8升4合7勺、村内分も合わせると約10石の石高である。

徳松は、村内には農地を所有せず「高持百姓」ではないが、王子村に1町1反3畝20歩(11253m²)の広大な出作地を、恐らくは父惣十郎から譲られて保有している。この石高は18石8斗2升4合9勺であり、出作地ながらこれは村内最大の石高である。前述の

宅地の2.5間・5間(12.5坪、41m²)の住宅に、1人で住んでいる。

④ 由太郎家

由太郎33歳は、貸屋敷地25か所、その総面積2反1畝16歩(646坪2132m²)を南王子村に所有しており、当時、村内最大の地主・家主である。農地も、田を4反9畝(4851m²)、畑を2畝19歩(261m²)を村内に所有しており、その石高7石3升8合は、村内石高としては第1位である(ただし不明の庄屋利平治を除く)。出作地は、王子村、尾井村、中村、富秋村に、合計8反3畝8歩(8243m²)の田畑を保有しており、その石高11石3斗9升は、徳松や後述の久平に次いで、出作地石高において第3位である。村内と出作を合わせた総石高18石4斗3升5合4勺は、前述の徳松に僅かに及ばないが、「高持」としては、由太郎が第1位である。

住宅は、宅地が4畝11歩(131坪、432m²)、建坪15坪、2.5間・6間(50m²)、「蔵壺ヶ所」である。ここに、由太郎と、妻36歳、長男10歳、長女16歳、二女1歳が住んでいる。このうち長女は、明治4年に惣十郎長男徳松に嫁いだが、「不縁ニ付罷帰リ入籍」ということで、明治5年6月に実家に帰入している。石高をめぐる両家の相違が、このことに微妙に影響しているのかもしれない。

⑤ 久平家・久太郎家

亡父久兵衛の長男久平29歳の出作石高は、11石9斗2升6合5勺と、徳松に次いで村内第2位である。出作地は、王子村、尾井村、池上村であり、計8反3畝25歩(8300m²)保有している。このほかに村内に2反4畝25歩(2459m²、石高3石4斗8升4合)の田畑を所有しており、農家として「大の大」の規模である。加えて、貸屋敷地を11か所、6畝14歩(194坪640m²)保有し、質屋商を営んでいるなど、かなりな資産家であった。

住宅は、90坪(297m²)の宅地に、2.5間・4.5間(11.25坪、37m²)の建坪である。資産家としては大きいとは言えないこの建物に、久平、妻、長女、長男、母、祖母、姪の7人が暮らしていた。「土蔵壺ヶ所」があった。

久平の弟久太郎24歳は、久平の隣地に住んでいる。宅地48坪(158m²)、建坪が12.5坪、2.5間・5間(41m²)の住宅に、妻と2人で住んでいる。敷地は兄より小さいが、建坪は若干大きい。兄と同様、出作地の田を王子村、尾井村、池上村に、計5反4歩(4963m²、高7石6斗4升2合7勺)保有している。このほか村内に6畝14歩(640m²、高7斗9升6合)の田畑を所有している。石高総計は8石4斗3升8合7勺あり、大の部類の農家である。

久平・久太郎の資産は、兄弟の年齢からして亡父久兵衛の遺したものであろうが、合わせて20石余の石高は、当時村内で最大級を誇るものであったであろう。

4. 農村と都市の融合そして密住——集落構造の特徴とその背景

今まで述べた余裕住宅(農家)は、近隣の一般の農村集落にも、どこにも見られた。むしろ他の一般農村は、そうした農家住宅のみで成り立っていたと言って良い。これに対して、南王子村などの農村立地の部落集落は、農地を保有する「高持百姓」を中心とする農家住宅がある一方で、膨大な量の「日稼業・無高」層の住む小規模住宅、極小住宅の集積があった。こうして、南王子村の集落空間の構造を特徴づけていたのは、膨大な量の小規

模住宅、極小住宅の集積であり、自然発生的にできた路地（南王子村ではアワエコソと呼んだ*）の存在である。また、農家の大きな住宅と日稼業などの小住宅が、地域的に分かれることなく混じり合っていることである。言わば南王子村は、農村の様相と都市の様相が混合、融合し、かつ膨大な都市的住宅の多くが小規模過密居住の、農村地域にある大村落と言ってよいであろう。前に見た表5から表9の数値は、このことを物語っている。

4-1 仕事の存在

それではなぜ、膨大な量の「日稼業」層が生まれ、貧しいとはいえ、その生活基盤が成り立っていたのか。それはひとえに、仕事の存在であった。「しごとはいくらでもあった」という程に、季節、年齢層に応じて、潤沢な労働力需要があった²⁶⁾。その中身は主要には、出作地や村内での農業と、雪踏・下駄産業であった²⁷⁾。

① 出作地

村内の農地には限りがある。王子村、伯太村などの、隣接する他の一般農村との村域境界一杯まで開墾したとしても、限度がある。事実かなり早い時期に、この限度は来ていたと思われる。逆に、住宅集落の中やその縁辺の田畑は、「田屋敷地」「畑屋敷地」として、石高は残したまま農地から宅地に転換されていき²⁸⁾、村内における農地は、実質、減少気味に推移していた。

他方において出作地は「幕末には村高の三倍余りの出作地を周辺農村内に保有するにいたった²⁹⁾」というほどに拡大していた。この背景には『ある被差別部落の歴史』が指摘するように³⁰⁾、1) 著しい商品貨幣経済の発展による農業経営の破綻から、土地を手放す農民が近隣の村に増えたことや、2) 被差別民として、土地に生きる百姓への憧れの強さ、といった要素もあったであろう。しかしそればかりでは、出作地の急激な増大は説明できない。すなわち、3) とりわけ田植えや採入れの繁忙を、遠方に散在した出作地においてこなすことは、個別農家の労働力のみでは困難である。潤沢な労働力＝「日稼業」層の存在を抜きにしては、出作は不可能であった。出作地の拡大は、膨大な「日稼業」の集積という背景があってこそ可能だったのである。

このようなことから、出作地と本村内農地において、とくに農繁期には、農家から頼まれた「日稼業」には、それなりに仕事や収入があったはずである。日常的にも、田起こしや草取り、収穫物の運搬、農家の下働きや臨時の手伝いなどに当たっていたと考えられる。

② 雪踏・下駄産業

雪踏（雪駄）は、竹皮草履の裏に馬革や牛革を貼り付け³¹⁾、花緒を付けたものである。この竹皮草履の部分を雪踏表と言う。雪踏表づくり、裏革の製造・貼り付け、花緒の製造・取り付けには、熟練を要した。この熟練を地域総ぐるみで達成したのが、南王子村であった。本村において雪踏は、「村ぐるみの雪駄作りが行われていた³²⁾」というほどの一大産業、一大産地であり、その技術への信頼度も高かったと思われる。販路は、大阪の渡辺村という一大集散地を経由して、関西や全国に及んだ。

製造は、五兵衛などの大きな高持百姓³³⁾や、雪踏製造を専業とした者が、宅地内に設けた「職部屋」に通いで来る者と、各家で作る者によってなされた。この製造そのものの仕事のほか、渡辺村などへ向けての製品の運搬（荷持、中仕）、竹皮や皮革などの資材の商いや運搬、村内での製品や資材の集配なども、関連する仕事として重要であった。加え

て、下駄の製造も、竹皮の表や花緒などの技術が雪踏と類似していたからであろう、盛んに行なわれた。そして、これらの製品が消費者に届いてからの、雪踏や下駄の「直し」も、熟練を要する技術であるが故に、村民の重要な仕事の分野であった。

以上の雪踏や下駄に関しては、それを専業としたであろう者が、表3のように「職業」(製造業)24軒、「商業」22軒で、合わせると総戸数の10.8%に上った。ほかに前述のように、高持百姓で自宅に「職部屋」を持っていた者を加えると、この仕事をリードしていた者だけでも相当数いたことになる。そして、これに従事した「日稼業」の者にいたる裾野を考えると、「村ぐるみの雪駄作り」が掛け値なしのものであったことが理解できる。

このようにして、膨大な「日稼業」層を養う産業的基盤ができ、逆に言えばこの産業基盤自体が多くの労働力＝「日稼業」を必要としたという絶妙なバランスシートが、幕末期の南王子村には生まれていたと言えよう。

4-2 小規模住宅の集積

ところがここで一つの大きな問題がある。この労働力を容れる住宅の問題である。江戸や大坂などの都市部でならいざ知らず、農村部における村域や農地は、幕藩体制のもと厳しくコントロールされていた。ましてや本村は被差別部落である。住宅が必要であるからと言って、おいそれと農地を潰して宅地に替えることが出来ようはずがない。可能なのは、集落内やその縁辺の田畑を宅地化(もちろん石高・年貢はそのまま)することぐらいのことである。それすら飽和状態になった場合には、集落内の宅地を細分化するしかない。まさにそうした過程を通して、南王子村の集落空間の特徴である、膨大な量の小規模住宅、極小住宅の集積がなされたのである。

5. 極小住宅とその事例

南王子村で最も小さな住宅は、建坪1.5坪(1間・1.5間)である。これが22軒ある。次いで2坪(1間・桁行2間)10軒、2.25坪(1.5間・1.5間)12軒。以上の3つ、表6の一番小さいランクを「極小住宅」と呼ぶことにする。合計44軒あり、村内の全住宅の11.8%に相当する。このすべてが借家である(表8、不明が2軒あるが)。この規模の住宅に住んでいるのは、ほとんどが日稼業である(表9)。ここでは建坪1.5坪の住宅について、居住人数からして特に厳しい住宅事情に置かれていると思われる4軒を詳しく見てみたい。

① 多七家

極小住宅のうち、居住人数が10人という家が3軒あり、そのすべてが1.5坪の最小の住宅に集中している。その一つが多七家であり、この家は敷地も3坪と、最も小さい。

多七25歳は、戸主を父宇吉47歳から引き継ぐ時に、多助から多七に改名したと思われる。そして、父と、母46歳、妻19歳、長男3歳、長女2歳、弟14歳、妹8歳、二妹5歳、叔母37歳の、計10人が、地主庄三郎、家主五郎平の、1.5坪の住宅に暮らしていた。当時の住宅の常として土間は付いていたであろうから、畳数にして2畳ということになるが、とても10人を収容(就寝)できる広さではない。敷地も3坪しかないから、付属屋を作ったとしても、それは土間無しの2畳がせいぜいであろう。従って想像できるのは、居宅の方の2畳に多七夫妻と長男、長女の4人、付属屋の方の2畳に父母と妹、二妹の4人、こ

の計 8 人がこの敷地に暮らし、多七の弟 14 歳と叔母 37 歳は、年齢からして、他に奉公に出ているといった所ではなかろうか。すなわち弟と叔母は、籍だけをここに置いて寝泊りなどは奉公先、と考えるのが妥当であろう。それにしても、敷地 3 坪に 8 人としても、相当な過密居住であることに変わりはない。

② 嘉奈（松）家

嘉奈 30 歳の家も建坪 1.5 坪であるが、敷地は 6 坪と、多七家よりも少し余裕がある。ただし職業が「日稼業」ではなく「鹿皮鞆」であるから、鞆のうちのどのような段階がこの家で為されていたかにもよるが³⁴⁾、その作業や資材保管の場所も必要だったであろう。だから、6 坪が丸々、家族の収容（就寝）のために使われていたわけではない。しかし居住の厳しさは、次に述べるような家族構成から言って、多七家ほどではなかったと考えられる。とはいえ、厳しいことに変わりはないが。

家は、地主、家主ともに治平の、借家である。この住宅に、妻 27 歳、長女 2 歳、二女 1 歳、母 51 歳、弟 25 歳、二弟 19 歳、三弟 14 歳、妹 27 歳、二妹 22 歳と、計 10 人が暮らしていた。弟、妹の 5 人は年齢からして、籍だけをここに置いて寝泊りなどは奉公先、と考えることもできよう。あるいはこのうち何人かは、付属屋に起居していたのかもしれない。母は、付属屋のどこかで起居していたものと思われる。嘉奈の仕事の皮鞆は、熟練を要するものである。加えて、戸籍上の職業が「工」となっていることから、嘉奈家は代々、この仕事に携わってきたと考えることもできよう。そうしたことからすると、妻、母、弟、妹のうち幾人かも、この仕事の工程に携わっていたと考えられる。

③ 常平家

常平 41 歳の家主・地主は、前述の弥三八である。建坪は 1.5 坪、敷地面積は不明。ここに、妻 38 歳、長男 19 歳、二男 16 歳、三男 4 歳、長女 13 歳、二女 9 歳、弟 32 歳、姉 49 歳、二姉 45 歳と、常平の計 10 人が暮らしていることになっている。1.5 坪にこれだけの収容は不可能である。敷地面積が不明なので付属屋がどうなっていたか分からないが、付属屋に分散していたのかもしれない。あるいは今まで述べてきたように、4 歳の三男、9 歳の二女を除いては、籍だけはここに置いて、寝泊りなどは奉公先などということも、ありうる話である。

④ 政治郎家

今まで見た建坪 1.5 坪の 3 軒の住宅は、梁間 1 間・桁行 1.5 間であった。これに対して政治郎家は、梁間 1.5 間・桁行 1 間である。これはこの家が下屋であることに理由があろう。記録には「岸次郎居宅続下屋ニ而御座候」とある。家主は惣一郎とあるから、住宅の所有関係において岸次郎との関係などは、よく分からないところがある。

この住宅に政治郎 45 歳は、妻 39 歳、長男 22 歳、二男 15 歳、三男 5 歳、四男 3 歳、五男 1 歳と、計 7 人で住んでいる。長男、二男は、年齢からして、奉公などで別の所に起居していると考えるのが自然であろうが、ほかの 5 人は、共に住んでいると考えざるを得ない。恐らくは土間もあったであろうから、畳数にして 2 枚の広さに、夫妻と幼児 3 人が生活していたと想像できる。

6. その他の特徴的な居住

6-1 村内無農地の農家

南王子村の村内に農地を所有していた「高持百姓」のうち、何らかの理由で農家経営に行き詰った者は、最終的には村内の農地を手放したり、あるいは住宅集落内やその近辺に農地を所有している場合は、前述の住宅需要を背景にして、それを貸地、貸家に転換したりした。このようにして村内に農地を持たない者が多数あらわれた。このうちの多くは他村に出作地を保有、拡大し、村内農業生産の減少や消滅を穴埋めしていたが、この出作地すら持たない農家も現れた。

このようにして、村内に農業用地を持たない農家、あるいは出作地を含め農業生産に全く関わらない農家が出現したが、村内に貸地、貸家を所有しているかぎり、そこには石高(年貢)が伴う。こうした仕組みから、村内に農地が無いのに職業としては「農業」とし、あるいは時には「高持百姓」を名乗る、という状況が生まれていたであろう。以下、こうした例の幾つかを述べる。なお、村内に農地も貸地、貸家も持たず、かつ出作地も持たなくなった農家は、「日稼業・無高」などを名乗らざるを得なくなったのであろう。

① 与四郎家

与四郎26歳は、「田屋敷」壹畝拾八歩(48坪158m²、高2斗2升4合)の中の1.5間・3間(建坪4.5坪14.9m²)の、農家としては小さな住宅に、妻、長男、長女と4人で暮らしている。ほかに貸屋敷地2か所、合わせて1畝20歩(50坪165m²、高2斗3升3合)を所有している。農地は、村内にも出作地としても持っていない。従って、実態としては農家ではなく、本人も日稼業などに就いていたと思われるが、職分は「農」、下帳の記載も「農業」となっている。恐らくは、代々農地を取り崩し、残った自宅と貸屋敷の計98坪(石高4斗5升7合)でもって、かろうじて名目を支えていたのであろう。伍長の役職を担っているので、信頼を寄せられていた人物と思われる。

② 七太郎家

七太郎21歳は、農地は出作地として、池上村に5畝9歩(525m²、高6斗1升8合)、尾井村に1反15歩(1040m²、高1石5斗7升5合)保有している。村内には土地を所有せず、居宅も嘉五郎を地主とした借地である。この借地は7坪(23m²)であり、1.5間・2.5間(建坪3.75坪12.4m²)の住宅に住んでいる。この建坪は、南王子村の農家のなかで最も小さい。その小さな住宅(土間を除くと4.5~6畳)に、姉32歳、妹17歳、二妹13歳、同居人(女、縁者か)42歳、同倅15歳、同娘20歳と、計7人で住んでいる。想像すると、女5人はこの住宅に起居し、七太郎と同居人の倅の男2人は、付属屋にでも住んだのであろうか。出作地として2石余はあるものの、農家としてはかなり追いつめられた状況にあったと見ざるを得ない。

③ 作十郎家

この2人とは違い作十郎51歳は、まだ少しは余裕があったのではなかろうか。村内に農地は無いが、自宅の敷地65坪(215m²)と貸屋敷地3か所1畝4歩(34坪112m²)を所有し、王子村と池上村に出作地計3反1畝18歩(3128m²、高4石6斗3升5勺)を保有している。職分は「農」、下帳の記載も「農業」であり、伍長を務めている。居宅は2間・3間の建坪6坪(20m²)、ここに、長男18歳、二男16歳、妹49歳、その息子21歳、その

娘15歳との、計6人が住んでいる。2、3年前は、これに加えて女4人が住んでいたが、そのうち3人は嫁ぎ、1人は死亡している。このように大勢な者でも、敷地65坪があれば、付属屋に起居したり、あるいは住み込みの奉公に出たりで、なんとか凌ぐことが出来ていたであろう。

6-2 商業者

商いは、食品、雑貨など多岐にわたったものが集落内にはあったであろうが、下帳にはそれらの記載はなく、南王子村の代表的産業である雪踏・下駄に関わった者、牛馬に関わった者、それに太鼓筒の商いのみが記載されている。このうち太鼓の商いは3軒あるが、いずれも住まいは借地・借家で小さく、暮しは楽ではなかったようである。ほかの、雪踏・下駄、牛馬について、その代表的なものを以下述べる。いずれも住宅や敷地の規模が比較的大きく、比較的余裕のある生活であったことを窺わせている。

① 栄三郎家

栄三郎43歳は、職分は「農」ではあるが、下帳の記載は「下駄雪踏商業」であり、農地や貸地・貸家は持っていない。しかし、96坪(317m²)という比較的大きな宅地を所有しているところを見ると、比較的最近の先祖までは農業を行っていたが、何らかの事情で、雪踏・下駄の商いに転じたのであらうと思われる。この敷地に、2.5間・4.5間、建坪11.25坪(37m²)の、南王子村内でも大きい部類に属する住宅を持っている。ここに、最近までは10人が生活し、最近、母と長男を亡くし、長女が嫁ぎ、四男が生まれたので、明治5年現在は8人の家族、核家族となっている。10人といえども、この居宅と、敷地内にあると思われる付属屋があれば、十分に収容できたであろう。なお栄三郎は、伍長を務めている。

② 長五郎家

長五郎48歳も栄三郎同様、職分は「農」ではあるが、下帳の記載(2か所)は「下駄草履職商業」「下駄・雪踏商業」となっている。しかし栄三郎とは違い、尾井村に1反17歩(1046m²、高1石7斗5升)の出作地を保有し、村内に貸屋敷地2か所を所有している。また1畝(99m²)の畑を、村内に借地している。住宅は、敷地54坪(178m²)に、栄太郎と同じ規模の2.5間・4.5間の居宅がある。この建坪11.25坪(37m²)の住宅に、妻、2男2女、伯母、同僚、同娘の、計9人で暮らしている。住宅や敷地の広さから言って、付属屋も含めれば、収容可能な人数にあったであろう。出作地で小農業を営み、少ないながら貸地をし、そして下駄・雪踏の商いもするという、そうした暮しであったのであらう。もしかしたら、職部屋(通いを雇う)や自宅(家族)での雪踏表・下駄表の製造にも携わっていたとも考えられる。栄三郎もそうであったかもしれない。

③ 亀四郎家

亀四郎29歳は「竹皮商業」に携わっている。職分も「商」である。竹皮は雪踏表や下駄表づくりの基本的な素材であり、叩いて柔らかくした藁穂(すべ)を芯にして、竹皮を巻きつけ編んで表を作ってゆく³⁵⁾。白い上等の表のためには竹皮を漂白する。そのためには硫黄で燻製したようである。その時の亜硫酸ガスの臭いは相当のものであったらしい³⁶⁾。竹皮の商いがどのようなものであったにもよるが、亀四郎宅でもそのような工程を行っていたのかもしれない。出作地を王子村に7畝25歩(776m²、高1石2斗1升4合

2 勺) 持っていたので、純粹の商業者ではない。宅地41坪 (135m²) と居宅 (1.5間・2 間、建坪3坪10m²) は、兄源二郎38歳からの借地・借家であり、妻、1男1女との4人暮らしである。この兄は、90坪 (297m²) の持地に、2.5間・5間、建坪12.5坪 (41m²) の住宅、「葺ヶ所、牛壺疋」を持ち、王子村、尾井村、伯太村、池上村に合わせて8反1畝20歩 (高11石6斗2升9合6勺) の出作地、村内に6か所計100坪 (330m²) の貸屋敷地を持つという、かなりの農家である。この貸屋敷の一つを、亀四郎は借りている。

④ 半四郎家

半四郎51歳は、職分は「農」ではあるが、下帳の記載は「牛博勞渡世業」となっている。「ばくろう (伯楽、白楽、博勞)」とは本来、馬の鑑定、馬の病気の治療、馬の売買・斡旋をする人のことであり (広辞苑)、馬を対象とした職業であるが、この半四郎のほか「牛博勞商業」1軒と、牛に限定された記載が都合2軒見られる。ほかの「白楽業」1軒を含めると、牛馬に関わる職業は村内で3軒あったことになる。「牛博勞渡世業」とは変な言い方であるが、恐らく戸籍調査の際に本人が「牛博勞渡世」とでも言ったのであろう。それをそのまま調査員が、下帳に書きとったのではなかろうか。農地は、出作を含めて持っていない。宅地は借地で、面積39坪 (129m²)。居宅は2.5間・5間、建坪12.5坪 (41m²) と、大きいほうである。ほかに「牛家壺間半・四間」(建坪6坪20m²) がある。4頭ほどまでの牛を保管できたのであろう。妻、2男2女と6人で暮らし、すでに娘2人を嫁がせている。

6-3 大工

当時の村民は、仕事と生活に必要な技術の多くを、最初は見よう見まねで、いずれはかなりの熟練でもって、一人ひとりが獲得していった。そうしないと生きていけない社会であった。もちろん貧しい故に相互扶助も盛んであっただろうけれど。住宅や付属屋なども、小さなものであれば自らの手で建てるぐらいのことは、特に日稼業の人たちはしたであろう。従って、プロとしての大工は、一定程度以上の規模の建物を手がけ、ゆえに人手や左官などとの組織的な繋がりを必要とする仕事であった。こうしたことから、村落の中では信頼感の高い仕事であったであろう。

村内に大工は表3のように3軒あり、うち2軒は伍長を務めている。3軒とも戸籍上の職業は「工」である。技術の伝承を必要とすることから、世襲的であったのであろう。治之七は少し小規模であるが、ほかの2人は居宅、敷地ともに、仕事と生活の両面で、困るほどの広さではなかったであろう。

おわりに

「明治5年戸籍」を手がかりに、当時の南王子村における住宅と居住の様子を、それなりに明らかにできたのではなかろうか。しかし、とは言え、さらに具体的な村落生活、住生活の様相を解明するための多様な材料が、『奥田家文書』『大阪府南王子村文書』には豊富に存在している。それらの読解を含め、南王子村の村落形成史を今後も多面的に着実に解明していきたいと願っている。

引用・参考文献

- 1) 高阪謙次「南王子村の部落形成史(1)―信太明神境内から「古屋敷」まで―」『椋山女学園大学研究論集』第41号、2010、p. 71
- 2) 新見吉治『壬申戸籍成立に関する研究』日本学術振興会、1959、p. 83
- 3) 南王子村文書刊行会編『大阪府南王子村文書』第1巻、解放出版社、1976、pp. 258-447
- 4) 南王子村文書刊行会編 前掲書、pp. 1-97
- 5) 南王子村文書刊行会編 前掲書、pp. 479-550
- 6) 明治4年4月4日布告戸籍法 第7則、新見吉治 前掲書、p. 551
- 7) 南王子村文書刊行会編 前掲書、pp. 98-208
- 8) 新見吉治 前掲書、p. 85
- 9) 南王子村文書刊行会編 前掲書、pp. 654-665
- 10) 新見吉治 前掲書、p. 104
- 11) 南王子村文書刊行会編 前掲書、pp. 95-96
- 12) 南王子村文書刊行会編 前掲書、p. 170
- 13) 南王子村文書刊行会編 前掲書、p. 95
- 14) 南王子村文書刊行会編 前掲書、p. 456, 459
- 15) 盛田嘉徳ほか『ある被差別部落の歴史―和泉国南王子村―』岩波新書、1979、p. 45
- 16) 南王子村文書刊行会編 前掲書、p. 702
- 17) 高阪謙次 前掲論文、p. 76
- 18) 盛田嘉徳ほか 前掲書、p. 187
- 19) 奥田家文書研究会編『奥田家文書』第一巻、大阪部落解放研究所、1969、p. 3
- 20) 奥田家文書研究会編 前掲書、pp. 19-20
- 21) 高阪謙次 前掲論文、p. 75
- 22) 盛田嘉徳ほか 前掲書、p. 187
- 23) 南王子村文書刊行会編 前掲書、p. 411
- 24) 盛田嘉徳ほか 前掲書、p. 49
- 25) 奥田家文書研究会編『奥田家文書』第三巻、大阪部落解放研究所、1970、p. 279, 1094
- 26) 和泉市立人権文化センター『泉州南王子村の民俗伝承』、2008、p. 90 (部落解放研究所編『被差別部落の民俗伝承』下巻、解放出版社、1994、p. 248)
- 27) 稲垣有一ほか『部落史をどう教えるか』解放出版社、1993、p. 30
- 28) 盛田嘉徳ほか 前掲書、p. 27
- 29) 盛田嘉徳ほか 前掲書、p. 63
- 30) 盛田嘉徳ほか 前掲書、p. 65
- 31) 寺本伸明『部落の歴史―前近代―』解放出版社、2002、p. 75
- 32) のびしょうじ『皮革の歴史と民俗』解放出版社、2009、p. 82
- 33) 奥田家文書研究会編『奥田家文書』第五巻、大阪部落解放研究所、1971、p. 159
- 34) のびしょうじ 前掲書、p. 273
- 35) 稲垣有一ほか 前掲書、p. 30
- 36) 住井すゑ『橋のない川』第一部、新潮社、1961、p. 109